

香川大学情報メディアセンター運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、香川大学情報メディアセンター規程（以下「センター規程」という。）第14条の規定に基づき、香川大学情報メディアセンター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(DX ラボ)

第2条 センターは、センター規程第3条の業務を円滑に遂行するため、センター規程第4条に規定するDX推進部門に、DXラボを置く。

(部会)

第3条 センターは、センター規程第3条の業務を円滑に遂行するため、センター規程第4条に規定する運用管理部門に、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 教育デザイン部会
- (2) 教育システム部会
- (3) ネットワーク・情報セキュリティ部会
- (4) ユーザーサービス部会

2 前項の各部会に部会長及び副部会長を置くことができる。

(部会長)

第4条 前条第2項に基づき各部会に部会長及び副部会長を置くときは、センター長が指名する。

2 部会長は、部会の業務を統括する。

3 副部会長は、部会長の業務を補佐し、部会長が不在の際には部会長に代わり部会を統括する。

4 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部会長及び副部会長の任期は、当該部会長及び副部会長を指名したセンター長の任期を超えることはできない。部会長及び副部会長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ICT 教育推進室)

第5条 センターに、教育デザイン部会の業務を遂行するため、ICT教育推進室を置く。

(ヘルプデスク)

第6条 センターに、ユーザーサービス部会の業務を遂行するため、ヘルプデスクを置く。

(スタッフ会議)

第7条 センターに、センター規程第4条に規定する部門及び第3条に規定する各部会間の業務に関する円滑な連携・調整を図るため、スタッフ会議を置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長

が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年7月3日から施行し、令和2年7月1日から適用する。
- 2 この要項の施行の際、現に部会長である者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和3年9月30日までとする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に部会長及び副部会長である者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和3年9月30日までとする。

附 則

この要項は、令和3年6月1日から施行する。